御書の系年研究(その7)

――同日または近日に著された花押の比較から――

若 江 賢 三

はじめに

- 1 < 132 > 乙御前母御書 1223 と < 131 > 土木殿御返事 964
- 2 富木尼への諸抄の系年――< 163 >可延定業書 986、< 211 >富木尼御前御返事 976、< 146 >富木尼御前御返事 (なし) ――
- 3 弁殿御消息諸篇及び< 96 >八宗違目抄 160
- 4 < 179 >さじき女房御返事 1231、< 180 >妙一尼御前御返事 1254
- 5 < 399 > 十字御書 1492 (重須殿女房御返事、再考)、 < 353 > 兵衛志殿 女房御返事 1108、 < 351 > 富城殿御返事 987、 < 352 > 富城殿女房尼 御前御書 990
- 6 < 440 >出雲尼御前御書 (なし) の真偽について むすび

はじめに

山中喜八氏は法蔵館刊の『日蓮聖人真蹟集成』第5巻において、118の花押を年代順に並べており、花押の研究に裨益するところ大である。これによると、同年の同日に認められた花押の組み合わせが多くあるが、これらの系年には問題のあるものが見られる。同年同日に記された花押は、当然のことながら、互いに似ているはずである。ところが年代順に並べられた花押の中には、同日のものあるいは極めて近い日のものとされながら互いに違和感のあるものが見ら

れ、その系年については再検討の要が感じられるのである。本稿ではこうした 観点から、御書 20 余篇を取り上げて、その系年に考察を加える。あわせて新加 の出雲尼御前御書の真偽についても論じたい。

(本稿の御書名の前の番号は『昭和定本』による御書番号であり、御書名のあとの数字は 御書全集の頁数である。本稿では文頭ではなく、花押の位置する頁を示す。御本尊番号は 法蔵館『日蓮聖人真蹟集成第十巻・本尊集』による。)

1 < 132 > 乙御前母御書 1223 と < 131 > 十木殿御返事 964

乙御前母御書

本抄は昭和定本及び対照録では、土木殿御返事と同じく文永 10 年 (11 月 3 日) に系年している。両抄花押の形態は全体的には似ているけれども、アヌスヴァーラ先端部の曲がり具合が少し違っており、両抄が同年同日に記されたのか否かを確認する作業は、系年研究においては避けて通れない。本文中には

女房の身としてこれまで来て候とし事。これまでながされ候とける事は、さる事にて御心ざしのあらわれるべきにや

とあり¹⁾、日蓮が佐渡流罪中に、女性の身で自ら訪ねてきたことを称賛している。佐渡から鎌倉までの道のりは当時の「千里」であり²⁾、この語が2度も使われている。したがって、11月3日という日付けを考えれば、本抄の執筆時は佐渡在島中の文永9年か10年かのいずれかである。文永8年は10月に日蓮が到着したばかりであり、11月までに乙御前の母が訪問するのは不可能であろう。文永9年の花押のある真蹟としては5月の真言諸宗違目(図3)くらいであり、確実に文永10年のものとしては4月26日の観心本尊抄副状(図4)があり、それから文永11年1月14日の法華経行者逢難事(図7)、5月17日の<144>富木殿御書(図8)及び7月26日の上野殿御返事(図10)がある。これらの花押と比較すると、アヌスヴァーラの角度がほぼ等しく、就中本抄と<144>富木殿御書では釣り針状に曲がったその曲がり具合が似ている。また、署名の「日」字を見ると、観心抄幅状(図4)、乙御前(図5)、土木(図6)、法華経行者(図7)の4抄にそっくりであり、「日」の中の横棒がいずれも右端から左端まで直線的

に連なっている。これに対して、文永9年以前の花押の署名では、いずれも右 側が空いている。

土木殿御返事

本抄は末尾の1紙が京都本国寺に所蔵され、縮刷遺文の続集に収録された。本抄は消息文の末尾の1紙であったが、その前に接続する真蹟が存在する。昭和定本に弘安4年(10月27日)に系年している<414>越州嫡男並妻尼事(大阪、坂田作治郎氏所蔵)がそれである。当抄には

九月九日/雁鳥 同十月廿七日 飛来仕候了。(中略) 伊予殿/事 存外/性情、知者也。<u>当時学問隙無/</u>

とある³⁾。一方、土木抄のはじめは

仕候也。褒美に非ス 実ニ器量者也。

とある $^{4)}$ から、土木抄がこれとピタリと接続する。昭和定本が日付けを「10 月 27 日」としたのは、富木氏よりの手紙(\mathbbm{k} (\mathbbm{k}) が届いた日に返事を記したと見た故である。しかしながら、本抄が書き終えられた 11 月 3 日はその 6 日後に当たる $^{5)}$ 。また、下総より佐渡までの便は、片道 50 日近くかかったことになるであろう $^{6)}$ 。このことからも、土木抄 = 越中嫡男抄が佐渡流罪中のものであったことが確認されるのである。

そこで、本抄が佐渡在島中の文永 9 年の執筆と仮定すれば、同年 5 月 5 日の真言諸宗違目の花押(図3)に類似点が見られるはずであるが、両者を比較すると、署名の「日」の字体を初めとする花押の全体観の違いに目が留まり、わずか半年の違いによる差であるとは思えない。この両者の間のかなり際立った違いと比べるならば、乙御前母御書(図5)と本抄(図6)の筆跡とがいかに似ているか、逆に際立つことと思われる。本抄アヌスヴァーラは、終筆のところでいったん筆が離れた後で、再び始筆の左から紙に接しており、これは乙御前母御書とも共通する。よって本抄は確かに乙御前母御書と同年(文永 10 年)の同日に記されたものであることが確認されるであろう。

- 2 富木夫人宛の諸抄——< 163 >可延定業書 985 と
 - < 211 > 富木尼御前御返事 976 及び
 - < 146 > 富木尼御前御返事(なし) ——

可延定業書

本抄は富木常忍夫人宛のもので、日付は記されておらず、「夫れ病に二あり」といきなり要件に入っている。その系年は、日諦、日明、高祖遺文録、縮刷遺文、昭和新修に至るまで弘安2年としているのであるが、その花押(図25)はバン字である。そこで昭和定本では鈴木一成氏 7)の説によって文永 12 年に改めた。対照録も同じく文永 12 年に系年する。中尾堯氏 8)は鈴木説によって、本抄を < 162 >富木殿御返事(図12)と同日の執筆であったと解釈している。本抄に日付けが記されていないのは、文永 12 年 2 月 7 日の< 162 >富木殿御返事と同じ便で送られた故に省略されたと見る。

本抄に時期を同じくする別便があったであろうことは肯けるのであるが、 < 162 > 富木抄には花押 (図 12) が現存し、これと本抄花押 (図 25) とを比較すると、その形態にはかなりの隔たりがある。日蓮の花押は、弘安元年 6 月 26 日付けの < 295 > 中務左衛門尉殿御返事 (図 43)、 < 294 > 富木入道殿御返事 (治病大小権実違目 = 図 44)、 < 296 > 兵衞志殿御返事 (図 45)、及び弘安 3 年 7 月 2日付け < 370 > 大田殿女房御返事 (図 56)、 < 371 > 千日尼御返事 (図 57) の例にみても、同日に記されたものは形態が似ている。しかるにこれら両抄 (図 25及び図 12) の花押を見比べると、アヌスヴァーラの形態が異なっている。富木抄 (図 12) は頂天の所で力が込められて鍵型に曲がっているのであるが、本抄 (図 25) の場合はなめらかな弓型をしており、弓型のカーブを描いたあとで、筆が再び紙と接した跡を残すのである。

さて、本文中には

去年の十月これに来りて候としが、御所労の事をよくよくなげき申せしなり。 当時大事のなければをどろかせ給ハぬにや、明年正月二月のころをひは必ス 257 をこるべしと申せしかば、これにもなげき入ッて候。

とあり⁹⁾、これは前年に身延を訪れた四条金吾が、富木夫人の病気について、今は危険な状態ではないけれど、来年の正月か2月頃には(重い)症状が出てくるでありましょうと予告していたので、私も心配していたところであると述べたものであろう。その心配が現実となった直後が本抄の執筆時であり、それはこの年の春であったと思われる。

本抄花押(図25)と形態が類似する南条抄(図19)や強仁状抄(図18)のアヌスヴァーラは、頂天をすぎて湾曲し終えたところで終筆となっている。本抄花押(図25)の場合はアヌスヴァーラが湾曲したところで確かに一旦は筆が紙から離れはするが、その後、黒々と墨を含んで引かれたバン字初筆の横棒と、終筆の段階で既に薄くグレーになった墨痕とが交わっているのである。このことは本抄花押が、やがて建治3年8月の兵衛志殿御返事花押(図38)のような一筆型に移行しゆくその少し前の形態であることを物語っている。建治3年(4月11日)の壇越某御返事(図28)と比べると、アヌスヴァーラの角度こそ違え、全体的に形態はよく似ており、さらに同年5月の宝軽法重事の花押(図31)にも類似する。よって本抄は、建治3年春に執筆されたと考えられる。

なお、四条金吾はほぼ毎年身延を訪れており、建治2年の春には、富木氏夫 人が母尼を看取った後の自身の病状について、彼は心配し報告していたのであ ろう。本文の末部に

かへすかへす身の財をだにをしませ給はば此病治がたかるべし。(中略) 先y 御志をみみへさせ給7べし。

とあり $^{10)}$ 、夫の盟友でもあり、医師であった四条金吾に対して、ともすれば遠慮がちであった夫人に対し、もっと積極的に治療を受けるべきであり、その「御志」を四条氏に表明すべきであると日蓮が諭した。このように解することができるのではなかろうか。

< 211 > 富木尼御前御返事 975

可延定業書と同じく富木夫人に与えられたのが、昭和定本、対照録を含め通

説では建治2年(3月27日)に系年される<211>富木尼御前御返事(図27)である。本抄においては、発病した夫人の病について日蓮は「よも業病にては候はじ」と述べて夫人を励ましている。しかしながら、その花押のアヌスヴァーラは角度が60°あり、建治2年とするには疑問がある。本抄と可延定業書とは関連があり、その前後関係を見極めることは正確な内容理解のためにも不可欠である。本抄中に

なによりもをぼつかなき事は御所労なり。かまへてさもと三年、はじめのごとくに、きうぢ(灸治)せさせ給へ。病なき人も無常まぬがれがたし。(中略)法華経の行者なり。非業の死にはあるべからず。よも業病にては候はじ。設ヒ業病なりとも、法華経の御力たのもし。

とあり ¹¹⁾、本抄が執筆された時点で富木氏夫人は病が深刻な状況になっていたことが知られる。ところが一方で、前述のように建治3年春の可延定業書には「去年十月 (中略) 当事大事のなければをどろかせ給はぬにや」とあり、前年 (= 建治2年) 10 月の時点までは「大事」はなかったはずである。本抄が建治2年のものであるとすれば、これと矛盾する。所労のことがこの時点で「なによりもをほつかなき事」となっていたからである。可延定業書が建治3年であれば、本抄も建治3年以降でなければならない。

そこで改めて本抄の系年について考察を加えたい。建治2年2月に富木氏の齢九十に及んだ母が亡くなり、その遺骨を携えて3月下旬に富木氏が身延を訪れた。その際に富木氏に託された夫人への消息が本抄であると伝えられてきたようである。富木氏はその際、大事な法華経を草庵に置き忘れ、それを届けさせる際に送られたのがく212>忘持経事であり、信伝本によればその日付が3月30日になっている。亡持経事と本抄との前後関係については一見それで辻褄が合っているように思われる。しかしながら、本抄の冒頭は

鵞目一貫並=つ、ひとつ給ヒ候了ヌ。やのはしる事は弓のちから、くものゆく ことはりうのちから、をとこのしわざは女のちからなり。いまときどのの これへ御わたりある事、尼ごぜんの御力なり。

となっており $^{12)}$ 、これは亡母への悔やみを述べた表現ではなく、通常の消息文 255

の書き出しである。母親の遺骨を納骨するための身延訪問の際に記されたものであったなら、その目的を完了して帰宅の途に就く彼の夫人に対しての消息が、上記のようになるであろうか。母親の遺骨を日蓮のもとへ届けるのはもとより富木氏自身の願望であったはずであり、矢と弓の喩えはこの場合はうまく適合しないし、姑を亡くしたその嫁に対して、悔やみよりも供養の礼を先に記すことは、考え難いことではないか。さらに本文には

今ときどのにけさんつかまつれば、尼ごぜんをみたてまつるとをぼう。ときどのの御物がたり候は、このはわのなげきのなかに、りんずう (臨終) のよくをはせしと、尼がよくあたり、かんびやうせし事のうれしさ。<u>いつのよにわするべし</u>ともをぼへずと、よろこばれ候なり。なによりもをぼつかなき事は所労なり。

とあり ¹³⁾、臨終に至るまで、妻が母の面倒をよく看てくれたことにずっと感謝の念を懐いていることを富木氏が日蓮に語ったことを、「いつのよにわするべし」と、やや遠い過去の思い出として記していて、現時点では妻の病気のことが心配事の中心となっていることを述べている。この文面を母の葬送を終えた直後のものとは理解し難い。こうした観点から考えたとき、本抄執筆の時期が亡母の一周忌の時点であったのでは、という推定に筆者は到達した。すなわち、一周忌を迎えて妻から送り出された富木氏が、再度身延を訪問した際に日蓮から託されたのが本抄であった。つまり日蓮が、1年ぶりに訪問した富木氏の背後に、今は病んでいるその妻を思いやって上記の消息を認めたと思われるのである。

さて、本抄の花押(図27)はアヌスヴァーラの角度が大で、一見して建治2年頃のゆるやかな弓型の段階のものとは違うことが知られる。建治2年閏3月の南条殿御返事の花押(図19)と比べてみても、その角度と曲がり具合が違っている。本抄花押は、それよりは建治3年5月の<453>覚性御房御返事(図30)と酷似しており、筍御書(図32)や霖雨御書¹⁴⁾(図33)とも似ている。また、可延定業書と同じように本抄のアヌスヴァーラの場合も、頂上で曲がった後に紙からいったん離れた筆が、かすかにバン字始筆の横棒に触れたであろうことが見て取れるのである。このことと前述の諸事項とを合わせ考えると、本抄は建治

2年ではなく、建治3年3月の執筆であったことの裏付けとなる。

以上のように理解すると、建治3年の春(1月頃)の段階で、かつて四条金吾が予見したごとく症状の現れた富木夫人に対して、日蓮は(1月から2月にかけて)可延定業書を記して覚悟を促し、日蓮自身が母の寿命を4年延ばせたという体験を通し、たとえ定業であったとしてもそれに負けてはならないと激励し、そして四条金吾の治療を受けるようにと指導したその背景が読み取れるのではなかろうか。そしてその2ヶ月ほど後に、富木氏が母の1周忌を期して身延を訪問した際に富木氏に託したのが本抄であって、おそらく四条金吾からの最新情報をも得ていて、夫人に対しては、この病は決して死に至る病ではないと励ましたのであって、順序はその逆ではない。定業ではない、と先に述べた相手に対して可延定業書を与えるとは考え難いからである。なお、可延定業書によれば、建治2年10月に四条金吾は身延の地にいたことが知られるが、日蓮の病気の治療がその主たる目的であったと推測されるのである。その際、富木氏夫人の病状についても報告されていたということになる。

< 146 > 富木尼御前御返事(なし)

前述したように、可延定業書には供養に関する記述がなく、時期を同じくする別便が存在したと思われるが、同書花押(図25)とそっくりの花押をもつ真蹟が存在する。それは新加の<146>富木尼御前御返事(池上本門寺所蔵=図24)である。本抄はわずか1紙で

尼ごぜん鵞目一貫、富木殿青鳧一貫給候了求。又帷一領。 日蓮 (花押) とあるのみである。本抄花押は可延定業書及び前項で取上げた< 211 >富木尼抄 (図 27) の花押と同じように、アヌスヴァーラが頂上に達した後に空中を一転して再び紙に接したことが見てとれ、これら 3 抄 (図 24、25、27) 花押の記された時期が互いに近いことが知られる。ことに本抄 (図 24) は< 211 >富木尼抄 (図 27) をトレースしたと思われるほど酷似する。しかしながら、< 211 >富木尼抄にも「鵞目一貫」の供養が記されており、この両抄が同日に記されたのでないことも確かである。

では、本抄執筆時は何如。対照録はそれを文永12年、昭和定本は鈴木説により文永11年とする。しかしながら、本抄花押(図24)のアヌスヴァーラは文永12年の富木抄(図12)のような鍵型とはなっておらず、また文永11年の上野抄(図10)とも形態が違っている。そこで、筆者が到達したのは、本抄が可延定業書の方と同時期に記されたのではないか、という結論である。以下にその可否を検討する。

その際、その背景として、可延定業書の記された建治3年春頃の日蓮自身の 健康状態について考察する必要がある。前述のように、建治2年10月には四条 金吾が身延を訪問しており、日蓮自身の健康状態に問題があったと思われる。 同年11月23日の観心本尊得意抄で「心地違例して候」とあり、これを記した 前後の数ヶ月は今日知られる限り御本尊の執筆がなく、現存する御書の数も少 ない。建治2年8月に3幅の御本尊が記された後、3年になると2月に2幅、 4月に1幅の御本尊が知られるのみである。御書としては建治3年4月に四信 五品抄が著されており、以後宝軽法重事や下山御消息や賴基陳状等も記されて おり、建治3年春は日蓮自身病状が回復へ向かいはじめた時期であったと思わ れる。可延定業書執筆は、実は日蓮自身の闘病及びその克服の体験を経ていた 時期のものであったということになる。日付けも月も記されないのは、おそら くは月を超えて書き継がれたのであろう。1月末頃の時点で、日蓮は夫妻から の供養を受け取ったことを記し、その後で追伸として可延定業書を完成させた と推測されるのである。このように考えれば、本抄の執筆時は可延定業書とほ ほ同じ建治3年の1(~2)月であったという蓋然性が高く、本抄の系年は建治 3年1月頃となる。

以上のことは花押の形態の類似する 3 抄の分析の結果から支持されるであろう。つまり、富木尼は建治 3 年の正月頃に富木氏の銭 1 貫文とは別に自身の財産から銭 1 貫文を帷にそえて供養し、その供養が届いた時点で記された受領の書が < 146 > 富木尼抄であり、おそらくはその数日後に追伸として可延定業書が記され、そして、さらにその 2 ヶ月後に富木氏が母の 1 周忌を期して身延の地を訪れた際に、おそらくは富木尼の才覚によって再度銭 1 貫文の供養がなさ

251

れ、日蓮はその「志」を感じとり、「いまときどののこれに御わたりある事、尼 御前の御力なり | と3月27日付け富木尼抄に記した、と理解されるのである。

3 弁殿御消息諸篇及び < 96 > 八宗違目抄 160 の系年

< 109 > 弁殿御消息 1223

本抄(図9)は真蹟1紙が甲府信立寺に完存し、日通が文永10年とする他は、 日諦以下昭和定本に至るまで文永9年(7月26日)に系年している。本抄冒頭に は

不審アラハ論難無ク、書キ付て至令ムべし。此書は随分の秘書なり。

とあり ¹⁵⁾、宛先は弁殿、大進阿闍梨御房、三位殿の3人となっている。本文中には佐渡流罪中であることを窺わせる文面は全く存在しない。法門についての疑問があれば書き付けて問い合わせをするように、という内容からは、本抄執筆の時点で日蓮がいたのは、鎌倉か身延かのいずれかであったことを示す。通信に片道 50 日近くを見込まねばならない佐渡の地まで、ことあるごとに問い合わせるというのでは現実に対応しきれないのではないか。さらに、「随分の秘書なり」は、佐渡期よりも後であったことを示している。三沢抄に「さどの国より弟子どもの内内申す法門あり」とあるように、佐渡以前には日蓮自身の内に秘めて弟子たちに語らなかった法門が多くあったからである。以上のように、本抄は身延で記されたという蓋然性が高いが、このことを花押によって確認したい。

残念なことに、今日残された本抄の真蹟花押(図9)は、アヌスヴァーラが見られない。したがって、本抄の場合は系年の決め手としては署名及び全体の形態しかない。筆者がまず注目したのは、署名の右下のm字の部分である。3本1束のバナナのような形態であり、その特殊性をもつのが文永11年(7月26日)の<147>上野殿御返事(図10)である。当抄は花押全体の雰囲気が本抄と似ており、就中署名の「日蓮」の各部分の筆圧がピタリと一致している。さらに両者は共に「七月廿六日」の日付けとなっていて、その字形は実によく似ている。もし両者が同年同日に記されたものとするならば、このような酷似の理由も自

明のものとなる。

さて、上に考察したごとく、本抄が文永11年の著述であったとすれば、「此の書は随分の秘書なり」という「此の書」とは、文永11年5月著述の法華取要抄を指すことになるであろう。このことは当事の状況と符合する。佐渡流罪の赦免後、何度も推敲を重ねて完成させた法華取要抄を日蓮は身延まで携帯していたであろう。以上の検討から、本抄が文永11年の7月の著述であった可能性の大なることが知られ、それは身延入山の直後であり、南条時光宛の上野抄と同日に認められたことになる。

< 129 > 弁殿尼御前御書 1224

本抄は真蹟 2 紙が中山に完存するが、花押(図1)が部分的にが消えていて、雰囲気的なところしか分からない。しかし、署名の「日」字の真ん中の横棒は右の縦棒と接しておらず、これは文永 9 年以前の署名の特徴である。ところが、本抄の系年は日通が文永 9 年とするのを除けば、他はすべて文永 10 年(9月19日)とする。本抄の端書きには

しげければとどむ。弁殿に申ス。大師講ををこなうべし。(中略) 授決集/抄の上巻等、御随身あるべし。

とある ¹⁶⁾。本抄が通説の通り文永 10 年のものであれば、佐渡流罪中であり、この時期に「しげければとどむ」というような状況が果たして存在したのか否かも不審である。また、日昭への伝言として授決集の上巻を「随身」せよとあるのは、大師講を開いてその場にもって来るように、との指示であったのではないか。この表現は日蓮が鎌倉に在住していたことを示している。であるのに、何故本抄が文永 10 年に系年されたのか。考えられるその理由は単純である。本文中に「日蓮其の身にあひあたりて大兵ををこして二十余年なり」とあるによる。建長 5 (1253) 年 32 歳の時に立宗してより 20 年後が文永 10 (1273) 年 (52 歳)であるからだ。しかしながら、日蓮の「○○余年」という表現は現代人の用法とは異なるところがある。仏滅後 2227 年とされる弘安元年に顕した御本尊に「仏滅後二千二百三十余年」と記している例からも知られるように、「二十余年」と

は満二十年に近い数年前から使用可能な語法なのである。故に本抄の執筆時は 文永10年を数年遡る可能性も存するのである。そして日昭に大師講を開くよう 命じたのは、蒙古からの牒状が届き、他国侵逼の難が現実となってより少し後 の時期であったと推測される。

前述したように、本抄には花押がほとんど消えていて、署名の「日」の字がかろうじて残されている。これは太い字で書かれており、現存する他御書の花押と照らし合わせると、文永 7 年または 6 年の著述と見られている御衣並単衣御書 $^{17)}$ の署名と雰囲気が似ている。これらの状況を考え合わせると、本抄は文永 $6\sim7$ 年の執筆であったと推定される。

< 65 > 弁殿御消息(なし)

本抄(図26)は新加の御書で、池上本門寺の所蔵である。本文は以下の通りである¹⁸⁾。

千観内供/五味・盂蘭盆経の疎・玄義/本末、御随身有ル可ク候。文句十、少輔殿御借用有ルべし。恐々謹言。

昭和定本では文永6年(3月10日)とするが、対照録では文永12年とする。まず文永6年説については、文永6年の花押であればその花押は小林正博氏のいう句読点期でなければならないが、本抄はこれに当てはまらない。そこで、文永12年説をとるとするなら、3月10日は曽谷入道殿許御書と同日ということになる¹⁹⁾。しかし、両抄の花押はアヌスヴァーラが異なっており、曽谷抄(図13)は頂上で筆が止められているのに対して、本抄は頂上にやや斜めの山形を描いていおり、両者が同年に記されたものとは認められない。

文永12年でないとすれば、残る可能性は建治2年か3年か、または弘安元年である。建治2年春以降に記された真蹟としては閏3月24日付けの南条殿御返事(図19)及び4月12日付けの<172>国府入道殿御返事(図20)がある。両抄ではアヌスヴァーラがいずれも緩やかな弓型のカーブを描いて止められており、本抄花押はカーブの具合がこれら両抄とは異なっており、頂上を越えて徐々に細くなって紙を離れた後、バン字始筆の左手前から再び紙に触れた跡が残っ

ている。また本抄の花押の下部は右が大きく左がやや尖っており、明らかに前の両抄の雰囲気とは異なっている。次に建治 4 年 (= 弘安元年)春以降の真蹟花押としては、後述の 2 月 18 日付け八宗違目抄 (図 40)、3 月 21 日の諸人御返事 (図 41)、4 月 12 日の乗明聖人御返事 (図 42)等があるが、それらは長伸型及び一筆型であって、本抄とは形態を異にする。よって本抄執筆時は弘安元年でもなく、残るは建治 3 年のみである。本抄花押と形態が比較的近いのは < 146 > 富木尼御前御返事 (図 24)及び可延定業書 (図 25)である。よって本抄も両抄と同じく建治 3 年の系年が結論となる。

なお、本文中に「文句十」を借用して持参するように指示しているが、今日知られる限り、天台の『法華文句』の第10巻が引用されるのは<96>八宗違目抄²⁰⁾に釈常不軽菩薩品の「正因仏性」²¹⁾が引用される例と、いま一つは建治3年4月10日著述の四信五品抄²²⁾に釈分別功徳品が引用されて

文句/九=云ケ、初心ハ縁に<u>紛動</u>せられて正業を修スルヲ妨ケンコトヲ畏ル。 とある²³⁾ 例の2例のみである。四信五品抄に引用された文は実際には法華文句の第10巻にあるのであるが、執筆に当たって、文句の第10巻を取り寄せて出典を確認する必要があったと思われる。そのことが分かると、この弁殿御消息の執筆時としては、建治3年の3月がピッタリするのである。

< 96 >八宗違目抄 160

さらに、八宗違目抄の系年について述べると、昭和定本は文永9年(2月18日) とし、対照録では文永10年に系年している。しかし、本抄の花押(図40)は長伸の一筆型の建治期のものである。建治3年11月20日の<266>兵衛志殿御返事1093(図39)とアヌスヴァーラの形が途中までそっくりである。また、弘安元年3月の諸人御返事(図41)とも共通性が見られる。故に本抄の系年は建治4年に改めるべきであろう。

なお、四信五品抄では「紛動」を含む前掲の文が「文句九」の引用とされているが、八宗違目抄で引用する「正因仏性」は、「紛動」の語を記す釈分別功徳 品よりほんの少し後の常不軽菩薩品のものであり、これを「文句十」とするのは、 今日の『大正大蔵経』のテキストと同じである。よって日蓮の用いたテキストが今日と巻数が違っていたわけではないと思われる。建治3年4月の時点では、日蓮はおそらく自身が筆記したノートをもとにして『文句』釈分別功徳品の引用をしたのであろう。日昭が『文句』第10巻を届けた時には、既に四信五品抄は浄書を終わっていて、内容の照合のみがなされたのかも知れない。いずれにしても、八宗違目抄がく65>弁殿御消息や四信五品抄よりも後の建治4年の著述であったこともこれによって確認でき、併せて高祖遺文録等が建治元年としていたく266>兵衛志殿御返事がその前年の建治3年の著述であったことも確認できるのである。

< 222 > 弁殿御消息 1225

本抄は通説では建治 2年(7月 21 日)年に系年されるが、これは報恩抄の日付けと同じである。詳しくは、別稿 24)を用意してあるので、ここでは花押の形態についてのみ記す。本抄花押(図 21)は明らかに小林氏のいう読点型であり、もし建治 2年に記されたとすれば、本抄花押は 7月 2日付けの大学三郎殿御書(図 22)と同月に記されたことになる。ところが、大学抄花押が弓型に湾曲しているのに対し、本抄花押のアヌスヴァーラはほぼ直線であって湾曲がない。これは佐渡期以前の花押の特色である。本文中に「むこり国のあう」とあるのは佐渡流罪以前の状況を指していたことになる。蒙古からの牒状が届いたことが一般に知られた文永 5年の 10 月に日蓮が十一通御書を出していることから考えて、同年の 7月の時点はまだ本抄執筆の時ではない。すると残される可能性としては文永 6 \sim 8年ということになり、内容を吟味すると、そのうちで適合するのが文永 8年となる。

4 <179>さじき女房御返事 1231、<180>妙一尼御前御消息 1254

< 179 > さじき女房御返事

本抄は花押 (図34) を含む真蹟断片 2 紙が多古妙光寺に所蔵されている。系年 については、日通が文永 9 年とするのを除けば、日締以下、昭和定本に至るま 247

で建治元年(5月25日)としており、対照録のみ建治3年とする。本抄花押のアヌスヴァーラは、既に鍵型の時期は過ぎていて、弓型の時期に達している。残念ながら系年判定の上で最も重要な要素となるアヌスヴァーラの最終筆の部分がカットされていて、先が尖っているのか否かが不明であり、系年判定を困難とする。アヌスヴァーラの角度は45°を超えており、途中までは本稿で建治2年の覚性房御返事(図23)にも、また建治3年の霖雨御書(図33)にも似ており、本抄の執筆時は建治2年か3年に絞られる。

そこで再度アヌスヴァーラの終筆の部分に注目してみると、終筆部分で線が太くなっている。これは力が筆に貯められたことを示しており、その後は徐々に筆が紙から離れていき、先が細く尖ったものであったであろうことを推測せしめる。建治2年の南条抄(図19)や国府入道抄(図20)や大学抄(図22)のアヌスヴァーラの終筆が最後まで同じ太さで描かれているのと比べれば、その違いが分かるであろう。アヌスヴァーラの先がだんだんと細くなってゆくのは、建治3年の花押の特色であった。よって、本抄は建治3年に記されたという可能性が大である。

本抄では帷の供養についての御礼が述べられており、法華経の行者として生きて以前に亡くなった桟敷女房の夫兵衞の左衛門の功績を称えている。本抄と関連し、系年を考察する上で重要になるのが、同じく桟敷女房に与えられた<180>妙一尼御消息である。故に当抄と併せて系年を検証してゆくこととする。

< 180 >妙一尼御消息

本抄は真蹟 6 紙が中山に完存する。昭和定本は建治 3 年 (5月) に系年するが、定本番号は < 180 > であって、建治元年のままの < 179 > さじき女房御返事の次に置かれていて、編纂当初は建治元年に系年していたことを示す。対照録は昭和定本と同じく建治 3 年とする。本抄の花押 (図 35) は弓型であり、この形態からは建治 2 年か 3 年のものであることは明らかであるが、いずれかを判別することは難しい。本抄中には主として「かたびら」の供養の礼が述べられており、「冬は必ず春となる」の一節が記されている。

筆者は本年9月に東洋哲学研究所にて、本抄の中山法華経寺より限定出版された真蹟複製版を実見することができた。そのアヌスヴァーラは角度があり、前述の可延定業書の花押(図25)と似ており、建治3年のアヌスヴァーラの特質を有している、と思われた。

なお、妙一尼と桟敷女房とが同一人物であることは文永8年4月26日の <120>妙一尼御返事²⁵⁾の宛名が「さじき妙一尼御前」とある²⁶⁾ことから明 らかとなった。本抄冒頭部には供養に関する御礼は記されず、後半部に

力あらばとひまいらせんとをもうところに、衣を一ツ給でう、存外の次第なり。

とある²⁷⁾。「力あらば」とは、もし体力(及び諸の状況)が許すならば、という意であろう。桟敷女房の夫妻に深い恩義を感じていた日蓮が、いつか兵衞の左衛門の墓を訪れたい、と思っていたところ、衣が贈られてきたので、大変懐かしく、そして夫妻に対する思いを充分に記したいと思っていたことがこうした文面から窺われる。

ところで本抄の日付けは「五月 日」となっていて、5月の何日に記されたのか分からない。他例にみて推測するに、一日で記し終わらなかった消息の場合に日付けの部分が空白とされるようである。6紙はさじき女房抄の2紙よりは長いが、消息文として特別長いというわけでもない。おそらくは体調が優れず、数日にわたって認められたのであろう。このように見てくると、建治3年の5月25日に、懐かしい桟敷尼より帷の供養が届き、即日2紙にわたる御礼の消息を記した後、その追伸として本抄が認められたのではないか。つまり、さじき女房御返事が礼状であり、数日後に記した妙一尼御消息がその追伸(というよりも実際的には本文)に相当すると位置づけられ、それはちょうど、<146>富木尼抄が銭及び帷を拝受したことのみを記し、後にその本文として可延定業書が記されたのと同じ関係であったと思われるのである。本抄にいう「衣」がさじき尼抄にいう「かたびら」を指すとすれば、時期がピッタリと符合する。「五月日」とは5月25日から月末にかけての数日中に記されたことを示している。

以上の考察から、本抄の執筆が建治3年5月25日以降の下旬であり、<179>245

さじき女房御返事が建治3年(5月25日)に系年されるべきことも理解されるであろう。両抄の花押(図34、35)は同年5月22日の霖雨御書(図33)と7月16日の<252>上野殿御返事1512(図36)の中間に位置すると見て違和感はないと思われる。

5 < 399 > 十字御書 1492 (重須殿女房御返事、再考)、 < 353 > 兵衛志殿女房御返事 1108、< 351 > 富城殿御返事 987、 < 352 > 富城殿女房尼御前御書 990

十字御書

前稿(その6)にいおて、十字御書を弘安3年(正月5日)のものと解したが、その花押(図62)のw字に見える部分が弘安3年正月3日の<325>上野殿御返事(図53)や同年2月28日の<328>孝子御書(図54)と同時期のものと見たのであるが、しかし、これを弘安3年のものと見るには無理がある。前稿では(図62)に見られるアヌスヴァーラをCL型の初期のものと理解したのであるが、本抄花押を別にすると、はっきりとCLに見えるアヌスヴァーラが現れるのは弘安3年の2月以降と考えられる。

弘安3年でないとすると、可能性として残るのは弘安4年と5年とである。 弘安5年であれば、消息文の場合は署名の「蓮」のしんにゅうがv字に跳ね上 げられているものがほとんどであり、確実に弘安5年初頭に記された他御書の 花押で本抄花押と類似するものが見出せない。弘安4年正月のものであって花 押が残るのは、正月21日付け<272>松野尼御前御返事(図63)であり、本抄 花押に雰囲気が近い。また、後述するように、弘安3年末に記された<351> 富城殿御返事(図59)とも似ており、ことに花押のw字の形及びその右端の部分 が酷似する。これらのことを考慮し、本抄が両抄に挟まれた弘安4年の正月の 書とすれば、これらの間に連続性が見いだせる。よって本抄系年を通説の通り 弘安4年に戻し、記して前稿を訂正する。最晩年の系年の考察においてポイン トとなる故である。

< 353 >兵衛志殿女房御返事

昭和定本では、本抄(図51)を < 351 > 富木入道殿御返事(図59)及び富城殿 女房御返事(図60)と同年同日(11月25日)のものと見なし、ともに弘安2年に 系年する。一方、対照録では、3者をすべて弘安3年とする。いずれにしても、これら3抄が同年の同日に認められたと見ていることになる。しかしながら、(図51)と(図59)とが同年同日に記されたにしては、アヌスヴァーラの形態が異なっている。弘安2年10月1日の富木入道殿御返事(常忍抄=図49)、11月6日の < 350 > 上野殿御返事(図50)、12月27日の < 357 > 上野殿御返事(図52)、弘安3年1月3日の < 325 > 上野殿御返事(図53)等と比較すると、これらは小林氏のいう○型のものであり、本抄花押(図51)もその流れのなかにあって違和感はない。よって本抄は弘安2年の執筆である蓋然性が高い。その他、花押や日付けの文字についても、前後の諸抄と大きく変わるところはない。一方、富城抄(図59)の場合はアヌスヴァーラが消息文の花押では弘安3年から見られる蕨型となっている。

なお、本抄が弘安元年であったとすれば、11月 29 日付けの兵衛志殿御返事(図 46)の4日前に記されたことになるが、両抄の花押を比較すると、全体的にはさほどの違いは見られない。しかし、わずか4日の違いにしては日付けと署名の文字に違いが目立つ。日付けの「月」と「日」のくずし方が異なっており、署名の「日」字にも右肩上がり(図 46)と右肩下がり(図 51)の違いがあり、(図 46)を前述した(図 49~53)までの間に置くと、違和感がある。かくて弘安元年でないとすれば、弘安 2 年説で落ち着くことになる。

< 351 > 富城殿御返事、< 352 > 富城殿女房尼御前御書

上記<353>の署名の「日」がやや右下がりであるのに対して、<351><352>の両抄(図59及び図60)は、「日」文字が共に右肩上がりであり、花押のm字の部分も丁寧に描かれており、全体の形態も互いに似通っている。ただ、写真版で見る限り、両者の文字の濃さに違いが見られるようである。この違いは、筆に墨をいつ含ませたかというタイミングの違いによるものと見られ、或いは漢

文体の富城抄と和文体の富城尼抄では別の筆が用いられたという可能性も考えられる。けれども両者の違いは些少であり、1年(以上)隔てた同日のものと見るほどの差異とは言えまい。両者は共に弘安3年(11月25日)に系年されるべきである。ことに富城抄(図59)について言えば、前述の十字御書(図62)の形態に比べると、花押の最右部の変則半円のカーブの角の具合、さらに中央のw字の部分に類似性が見いだせる。これらより、両者の執筆時が近かったことが確認でき、富城抄が十字御書の40日前に認められたものとして、時期が適合する。よって富城抄の系年は弘安3年であり、富城尼抄も同じ日に執筆されたことが確認されるのである。

6 < 440 > 出雲尼御前御書(なし)の真偽について

新出の出雲尼御前御書は「十二月一日」と日付けがあり、全5紙のうちの、第5紙に当たる1紙が発見され、その花押(図X)が残されていた(静岡県、片山日幹氏蔵)。消息文の花押にしてはやや特殊であり、花押はボロン字であるにもかかわらず、それ以外の形態は建治期の趣を残しており、弘安2年2月の<59>御本尊(図47)に近い。系年については、昭和定本と対照録は共に弘安元年としている。本抄が真筆であるという前提に立てば、花押の形態とボロン字であることとを考えて弘安元年(12月1日)に系年さるべきことは当然である。

ところで、弘安元年の冬は大寒波が襲い、この年に記されたのが11月29日付けく318>兵衛志殿御返事1098(図46)である。この月は大の月であり、その翌々日が12月1日である。したがって、兵衞志抄の花押(図46)と出雲尼抄の花押(図X)の花押とを比較すると、両者は類似性が高いはずである。ところが、不可解なことに、全体の雰囲気もアヌスヴァーラの形態もm字の部分も、すべてにおいて類似性が見いだせない。とするならば、出雲尼抄の方に問題があることになる。

まず、出雲尼抄の花押が御本尊の花押の形態に近く、その日付けの文字も異例である。和文体の御書では日付けの「日」は草書で書くのが通例である。消息文としては曽谷入道等許御書や道場神守護事の日付けが楷書体で記されてい

るが、それらは本文が漢文体の御書であり、その影響もあって日付けも楷書体になったと思われる。しかるに出雲尼抄の場合は、本文が和文であるのに、日付けの「日」文字のみが楷書風である。日蓮の記す「日」文字は必ず左上から線が引かれ、その縦線の途中から横線またはカーブのついた左上部が描かれるのであるが、本抄の日付けの「日」には左上の突き出た縦棒がなく、この字体には他例がない。次に、「月」字についてみると、「月」の中央部に垂直の一本の線が引かれているが、他例ではこの線はおおむね斜めになっていて、「日」と「月」の崩しの程度もアンバランスである。

以上のことを総合的に考えると、真蹟と伝えられる(安州)出雲尼御前御書ではあるが、日蓮自身が認めたものとは認め難く、限りなく偽書に近い疑書であるという結論になる。

むすび

本稿で扱った諸御書の系年は以下の通りである。

- < 129 > 弁殿尼御前御書 1224 → 文永 6 (~7) 年 9 月 19 日
- < 222 > 弁殿後消息 1226 → 文永 8 年 7 月 21 日
- < 131 > 土木殿御返事 964 = 文永 10 年 11 月 3 日
- < 132 > 乙御前母御書 132 = 文永 10 年 11 月 3 日
- < 109 > 弁殿御消息 1224 → 文永 11 年 7 月 26 日
- < 162 > 富木殿御返事 968 = 文永 12 年 2 月 7 日
- < 170 > 曽谷入道殿許御書 1026 = 文永 12 年 3 月 10 日
- <146>富木尼御前御返事(なし) →建治3年1月頃
- < 163 >可延定業書 985 →建治 3 年春
- < 65 >弁殿御消息(なし) →建治3年3月10日
- < 211 >富木尼御前御返事 975 →建治 3 年 3 月 27 日
- < 289 >霖雨御書 1285 →建治 3 年 5 月 22 日
- < 179 > さじき女房御返事 1231 →建治 3 年 5 月 25 日
- < 180 >妙一尼御前御返事 1254 →建治 3 年 5 月末頃

241

(21)

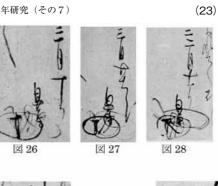
- < 252 > 上野殿御返事 1512 → 建治 3 年 7 月 16 日
- < 266 > 兵衛志殿御返事 1093 = 建治 3 年 11 月 20 日
- < 96 >八宗違目抄 160 →建治 4 年 2 月 18 日
- < 353 > 兵衛志殿女房御返事 1108 → 弘安 2 年 11 月 25 日
- < 351 > 富城殿御返事 987 = 弘安 3 年 11 月 25 日
- < 352 > 富城殿女房尼御前御書 990 = 弘安 3 年 11 月 25 日
- < 399 > 十字御書(重須殿女房御返事)1491 = 弘安4年1月5日

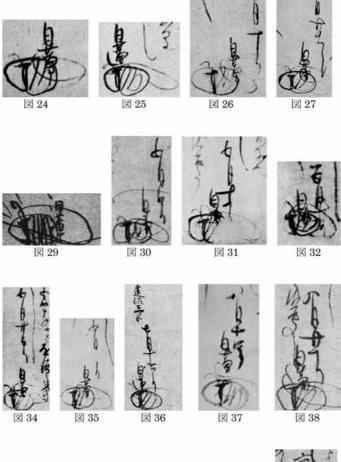
また、本稿での検討によって、出雲尼抄が2日前の兵衞志抄の花押と形態が 違うことから、同抄が疑問の書であることも浮かび上がってきた。



239

御書の系年研究(その7)





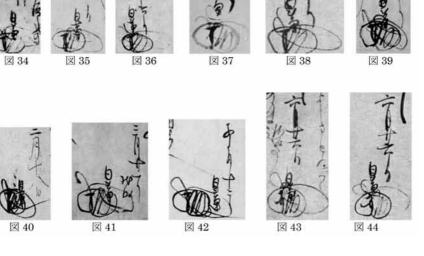
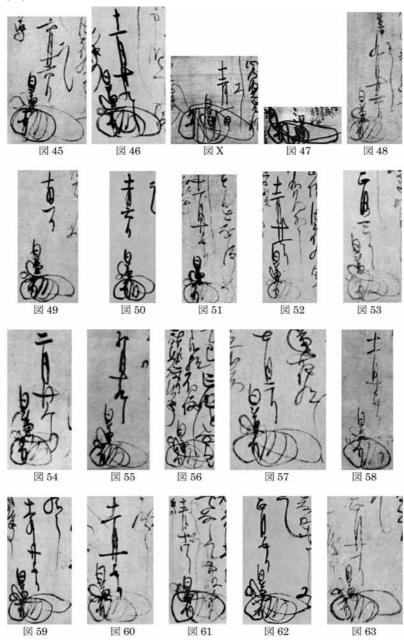


図 33



237

- 図1<129>弁殿尼御前御書1224
- 図 2 < 222 > 弁殿御消息 1225
- 図 3 < 106 > 真言諸宗違目 142=
- 図 4 < 119 > 観心本尊抄副状 255=
- 図5<132>乙御前母御書1223=
- 図 6 < 131 >土木殿御返事 964=
- 図7<140>法華経行者逢難事967
- 図8<144>富木殿御書964=
- 図 9 < 109 > 弁殿御消息 1224
- 図 10 < 147 > 上野殿御返事 1507
- 図 11 < 159 > 太田殿許御書 1005
- 図 12 < 162 > 富木殿御返事 968=
- 図 13 < 170 > 曽谷入道殿許御書 1040=
- 図 14 御本尊 < 21 > 文永 12 年 4 月
- 図 15 < 183 > 三三蔵祈雨事 1472=
- 図 16 < 185 > 南条殿御返事 1542
- 図 17 < 187 > 高橋入道殿御返事 1463=
- 図 18 < 200 > 強仁状御返事 185=
- 図 19 < 215 > 南条殿御返事 1535=
- 図 20 < 172 > 国府入道殿御返事 1323
- 図 21 御本尊 < 34 > 建治 2 年 4 月
- 図 22 < 186 > 大学三郎殿御書 1205
- 図 23 < 221 > 覚性房御返事 1286
- 図24 < 146 > 富木尼御前御返事 なし
- 図 25 < 163 > 可延定業書 986
- 図 26 < 65 > 弁殿御消息 なし
- 図 27 < 211 > 富木尼御前御返事 976
- 図 28 < 283 > 檀越某御返事 1295
- 図 29 御本尊 < 44 > 建治 3 年 4 月
- 図 30 < 453 > 覚性御房御返事 なし
- 図 31 < 217 > 宝軽法重事 1476
- 図 32 < 216 > 筍御書 なし
- 図 33 < 289 > 霖雨御書 1285
- 図34 < 179 > さじき女房御返事1231
- 図 35 < 180 > 妙一尼御前御消息 1254
- 図 36 < 252 > 上野殿御返事 1512
- 図 37 < 304 > 芋一駄御書 1588

(26)

- 図 38 < 254 > 兵衞志殿御返事 1090
- 図 39 < 266 > 兵衞志殿御返事 1093
- 図 40 < 96 >八宗違目抄 160
- 図 41 < 280 >諸人御返事 1284
- 図 42 < 243 > 乗明聖人御返事 1012
- 図 43 < 295 > 中務左衛門尉殿御返事 1179=
- 図 44 < 294 >治病大小権実違目(富木殿御返事)998
- 図 45 < 296 > 兵衞志殿御返事 1097=
- 図 X < 440 > 安州出雲尼御前御返事 なし
- 図 46 < 318 > 兵衞志殿御返事 1099=
- 図 47 御本尊 < 59 > 弘安 2 年 2 月
- 図 48 < 344 > 伯耆殿等御返事 1456=
- 図 49 < 310 > 常忍抄(富木入道殿御返事)982
- 図 50 < 350 > 上野殿御返事 1561=
- 図 51 < 353 >兵衞志殿女房御返事 1108
- 図 52 < 357 > 上野殿御返事 1562 =
- 図 53 < 325 > 上野殿御返事 1555
- 図 54 < 328 >孝子御書 1100
- 図55 <新加5 > かわいどの御返事 なし
- 図 56 < 370 > 大田殿女房御返事 1008 =
- 図 57 < 371 > 千日尼御返事 1322 =
- 図 58 < 415 > 上野尼御前御返事 1582 =
- 図 59 < 351 > 富城殿御返事 987
- 図 60 < 352 > 富城殿女房尼御前御書 990
- 図 61 < 393 >智妙某御返事 1287
- 図 62 < 399 > 十字御書 (重須殿尿房御返事) 1492 =
- 図 63 < 272 > 松野尼御前御返事 1396 =

注

- 1) p 1222、定p 755
- 2) 中国の戦国時代〜三国時代は 6 尺 = 1 歩、300 歩 = 1 里で 1 尺 = 23 1 里 = 414 m であったが、唐代では1 尺 = 30 cm に伸びていたが、5 尺 = 1 歩となったので、1 里は1500 尺、すなわち450 mとなった。これが日本に伝わり、日蓮の用いる1 里は450 mであったと見られる。
- 3) 定p 1889
- 4) p 964、定p 754
- 5) 紙の手配がすぐにはできなかったのではないかと推察される。結果として乙御前母 御書と同日に執筆されることになったのであろう。
- 6)強仁状御返事冒頭に「十月二十五日の御勘状、同十二月二十六日に到来す」という例があるが、これは鎌倉から身延までの書が2ヶ月もかかったということではなく、 役所を経由して最終日蓮のもとに届いたのが2ヶ月後であったということであろう。
- 7) 鈴木一成『日蓮聖人遺文の文献学的研究』山喜房仏書林 1965、p 302 ~ 307 を参照。
- 8) 中尾堯『日蓮聖人のご真蹟』臨川書店、2004、を参照。
- 9) p 986、定p 863
- 10) p 986、定p 863
- 11) p 975、定p 1148
- 12) p 975、定p 1147
- 13) p 975、定 pp1147 8
- 14) 霖雨御書の系年は前稿(その2)において建治2年(5月22日)としたが、その 花押はアヌスヴァーラの角度や形態が建治3年の檀越某御返事(図28)や芋一駄 御書(図37とも)似ており、系年を建治3年に修正する。建治3年は身延の地域 に梅雨があったのではあるが、(図36) 上野殿御返事が記された7月の時点では「け かち」があった。寒さが稲の不作をもたらしたのが大きかったと思われる。
- 15) p 1223、定p 649
- 16) p 1224、定p 752
- 17) 『集成』 5巻 75 頁の花押を参照。筆者は文永 7 年 (9月 28日) のものと考えるが、 後考をまつ。
- 18) 定p 752
- 19) 曽谷入道殿許御書は前稿(その4)において文永10年のものと考察したが、本抄 真蹟第1紙の右上に他筆ではあるが「太田抄上建治元年」とあり、再考の結果、通 説通りの文永12年が正しいという結論を得た。詳しくは後稿を期す。
- 20) p 155、定p 525
- 21) 大正大蔵経 34 巻 140 頁下段
- 22) p 341、定p 1297

(28)

- 23) 大正大蔵経 34 巻 138 頁上段
- 24) 拙稿「< 222 > 辦殿御消息の系年について」(2012 年 6 月 30 日の第 63 回日本印度 学仏教学会(於鶴見大学)にて口頭発表)を参照。
- 25) 本抄が文永8年に系年されるべきことについては前注の拙稿を参照。
- 26) 『集成』 4巻 123 頁を参照。
- 27) p 1254、定p 1001

A Chronological Study of Nichiren's Writings (7)

Kenzo Wakae

In this study I concluded as follows. <129> The Great Battle was written in the 6th or 7th year of Bun'ei (1269 or 1270). <222> Letter to Ben was written in the 8th year of Bun'ei (1271). <109> Letter to Ben was was written in the 11th year of Bun'ei (1274). <146>Reply to the Lay Nun Toki was written in the 3rd of Kenji (1277). <163> On prolonging One's Life Span was also written in the 3rd of Kenji. <65>Letter to Ben was was written in the 3 rd of Kenji. <211>Reply to the Lay Nun Toki was written in the 3rd of Kenji. <179> Offering of an Unlined Role was written in the 3rd of Kenji. <180> Winter Always Turns to Spring was written in the 3rd of Kenji. <252> Reply to Ueno was written in the 3rd of Kenji. <353> Reply to Hyoe no Sakan was written in the 2nd of Koan (1279). And<399>New Year's Gosho was written in the 4th of Koan (1281).